

聖籠町告示 15号

聖籠町松くい虫被害木伐倒駆除（くん蒸）処理補助金交付要綱を次のように定める。

平成31年2月28日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町松くい虫被害木伐倒駆除（くん蒸）処理補助金交付要綱  
（趣旨）

第1条 この告示は、松くい虫の被害拡大防止を目的として、聖籠町森林整備計画で保全すべき松林以外の松を対象とし、松くい虫被害木伐倒駆除（くん蒸）処理（以下「駆除処理」という。）を行う経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、聖籠町補助金等交付規則（平成23年聖籠町規則第33号）に定めるもののほか、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において「松くい虫」とは、マツ材線虫病をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、聖籠町森林整備計画で保全すべき松林以外の松の土地の所有者又は管理者（以下「対象者」という。）とする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象者が駆除処理業者に依頼し、駆除処理した経費（処理木の移動及び処分に係る経費を除く。）とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、3万5,000円を限度額とする。

2 前項の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」とい

う。)は、聖籠町松くい虫被害木伐倒駆除(くん蒸)処理補助金交付申請書兼実績報告書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

(申請期限)

第7条 前条に定める申請は、駆除処理を実施した日から起算して90日以内に行わなければならない。ただし、町長がやむを得ないと認める場合については、この限りでない。

(交付決定通知等)

第8条 町長は、第6条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、聖籠町松くい虫被害木伐倒駆除(くん蒸)処理補助金交付決定通知書兼額確定通知書(別記様式第2号)により、適当でないとき認めるときは、聖籠町松くい虫被害木伐倒駆除(くん蒸)処理補助金不交付決定通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

年 月 日

聖籠町長 様

申請者  
住所  
氏名 ⑩

聖籠町松くい虫被害木伐倒駆除（くん蒸）処理補助金交付申請書兼実績報告書

年度聖籠町一般会計による補助金の交付を受けたいので、聖籠町松くい虫被害木伐倒駆除（くん蒸）処理補助金交付要綱第6条の規定に基づき関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業の目的及び事業内容

松くい虫の被害拡大防止を目的とした松くい虫被害木の伐倒駆除（くん蒸）

2 交付申請額 \_\_\_\_\_円

3 交付申請額根拠等

別紙補助金額計算表のとおり

- 4 添付書類 (1) 駆除前・駆除後の状況写真 各1枚  
(2) 見積書の写し  
※施工内容の記載があるもの  
(3) 領収書の写し  
(4) 振込先通帳の写し

5 その他（特記事項）

別紙

補助金額計算表

番号	処理した場所	実施日	処理業者への支払額	補助金内訳	
				補助対象経費①	補助金額 (申請額) ①×1/2 (1000円未満切り捨て) (上限 35,000円)
1			円	円	円

別記様式第2号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

聖籠町長

聖籠町松くい虫被害木伐倒駆除（くん蒸）処理補助金交付決定通知書  
兼確定通知書

年 月 日付で申請のありました件について、申請書類を審査した結果、内容を適当と認め、下記のとおり補助金等の額を確定しましたので、聖籠町松くい虫被害木伐倒駆除（くん蒸）処理補助金交付要綱第8条の規定に基づき通知します。

記

- 1 補助金交付確定額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 補助金等の交付条件 聖籠町補助金等交付規則第5条の規定による。
- 3 補助金の交付日及び方法  
① 年 月 日  
②口座振込
- 4 その他（特記事項）

別記様式第3号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

聖籠町長

聖籠町松くい虫被害木伐倒駆除（くん蒸）処理補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました件について、申請書類を審査した結果、下記のとおり不交付と決定しましたので、聖籠町松くい虫被害木伐倒駆除（くん蒸）処理補助金交付要綱第8条の規定に基づき通知します。

記

不交付の理由